



JTUC-aomori

No.339 2018年3月10日

れんごう 青森

発行 日本労働組合総連合会
青森県連合会(連合青森)
発行人 山内裕幸 編集人 堤 史子
青森市本町3丁目3の11
青森県労働福祉会館内
TEL (017)735-0551
FAX (017)735-0553
URL <http://aomori.jtuc-rengo.jp/>
月1回発行 1部10円
(組合員の購読料は会費の中に含む)

賃上げと働き方改革の2本柱で闘い抜く!

連合青森2018春季生活闘争総決起集会



連合青森は3月3日(土)11時より、青森市の青い海公園で、「2018年春季生活闘争総決起集会」を開催し、構成組織の組合員700名が結集し、「賃金の引上げ」や「長時間労働の是正」の実現に向け、氣勢を上げた。

主催者あいさつに立った内村隆志会長は冒頭「4年連続で定期昇給以上の成果を出すことが出来たが、景気の好循環といった実感を得るには至っていない」と述べ、「中央の6割程度といった賃金格差により、若者はどんどん都会に吸い込まれていく。若者に県内企業の魅力を発信できるような賃金、労働条件を作り上げなくては流出は止められない。未組織労働者、非正規労働者の賃金・労働条件も併せ、底上げ・底支えなくして青森の景気は回復しない」「厳しい企業経営状況にあるにせよ、私たちが社会の底上げを勝ち取る使命を帯びて最後まで闘い抜かなければならない」と

呼び掛けた。また働き方改革について「過労死にもつながる裁量労働制も高度プロフェッショナル制度も断固として反対し続けなくてはならない。今春闘は賃上げと働き方改革の2本柱で青森を元気にしていこう」と締めくくった。

この後友好政党・団体から民進党県連田名部定男代表、田名部匡代参議院議員、県民社協会竹山美虎事務局長がそれぞれの立場から激励のあいさつを述べた。

続いて連合青森山内裕幸事務局長が連合青森の要求提出状況(3月2日現在)186組合中23組合と要求額10,145円などの情勢報告を行った。

次に、森林労連青森県協木村正彦議長、JR連青森県協石川和行書記長、連合青森下北地協眞壁清事務局長が決意表明を行った。

集会最後、「賃金カーブ維持相当分4,400円(2%)を確保し、賃上げ4,400円程度(2%程度)と格差



是正分2,200円(1%)を要求する「すべての働く者の賃金の底上げ・底支え、格差是正を実現する」とする集会アピールを採択し、最後に内村会長の団結ガンバローで集会を締めくくった。参加者はこの後、新町通りをデモ行進し、賃上げや長時間労働の是正、処遇改善などをアピールした。

また、集会前段に行われた各構成組織からの2018春季生活闘争に向けた決意やアピールなど載



シユプレヒコールを上げ、デモ行進

せたプラカードのコンテストでは、最優秀賞に4年連続でJ P労組の作品が選ばれた。

職場の根強い性別役割分担意識の払拭を!

連合青森女性委員会「3.8国際女性デー」街頭行動

連合青森女性委員会(工藤美佐子委員長)は3月3日(土)13時30分より、青森市のさくら野百貨店前で「3.8国際女性デー」街頭行動を行った。

工藤委員長は「労働力人口の減少などにより、女性の労働力が不可欠となっているにもかかわらず、職場でのその理解や処遇は決して平等とは言えない」と現状を訴え、「職場の根強い性別役割分担意識の払拭に向け、女性自ら声を発していこう」と道行く市民に呼びかけた。また応援弁士として駆けつけた田名部匡代参議院議員も「性別格差や、子育て・介護と仕事の両立など女性を取り巻く課題は山積している。真の意味での働き方改革実現に向け、声を上げてほしい」と訴えた。

「3.8国際女性デー」は、1857年にニューヨークで起きた工場火災で、多くの女性たちが亡くなったことを受け、3月8日に低賃金・長時間労働に抗議する集会が開かれたことが起源であり、



男女平等を訴える 工藤委員長



女性の尊厳を表すバラのグッツを配布

その後、国連においてこの日は、「女性の権利と平等のために闘う記念日」と位置付けられ、賃金・労働条件の向上を表す「パン」と、女性の尊厳、人権の確保を表す「バラ」をシンボルに、今も世界各国で様々な行動が展開されている。

毎月5日は『連合の日』

連合では毎月5日を『連合の日』と設定し、組織活動の活性化をはかり運動の輪・信頼の輪を広げるべく各種取り組みを行うこととしている。

連合青森もこの本部方針を受け、『連合の日』について5日を中心に街宣行動を主として取り組み、連合青森として抱える課題の共有化、各産別・産業にある現状課題を県民に対し、広く訴えていくこととした。

3月の取り組みは、長時間労働・過重労働を助長しかねない「裁量労働制の見直し」等に反対を訴える街頭行動となった。



2月連合の日。労働相談ダイヤル周知
3月連合の日。掛村副会長も参加

長時間労働是正、生産性向上、賃上げのサイクル構築を!

2018地場労組交流の集い

連合青森地場労組対策委員会(塩谷進委員長)は2月15日(木)、青森市の椿館にて「今年もガンバル! 2018地場労組交流の集い」を開催し、地場労組対策委員や地場組合員ら35名が参加し、2018春季生活闘争の取り組みと団結を誓い合った。

塩谷委員長は「県内景気は緩やかな回復傾向にあるとされる今、労働者にフォローの風が吹きつつありチャンスとなる。連合では月例賃金の引上げ、経営者側は年収ベースの引上げと労使隔たりはあるが、良い結果を残すために要求の具体化をお願いします」とあいさつした。

続いて連合青森内村隆志会長は「真の意味で青森県に活力を与えるには地場の踏ん張りが不可欠。4月からは新しい賃金で働くというメリハリのある闘いにしよう」と激励した。

次に連合労働条件・中小労働対策局富田珠代総局長より「2018春季生活闘争では賃金の引上げと働き方の見直しを同時に進め、『長時間労働を是正することにより一人ひとりの労働の質の向上、生産性向上、そして賃金の引上げ』といったサイクルを確実なものにしよう」と強調した。また昨年の配分結果の再確認や分配する原資のルール化の必要性、自社の平均値の把握など、要求を組み立てるまでの事前準備ポイントが説明された。



要求の具体化を要請する塩谷委員長

この後交流議題に移り「団体交渉における不誠実回答への対応」や「2017年度賃金実態調査結果と2018地域ミニマム運動」と題し、労働委員会の制度と活用方法や、根拠ある要求書作成のための賃金把握の必要性や不合理な賃金格差を是正するための地域ミニマム運動への参画等が提起された。

続いて分散会に移り、要求書の進捗状況や付帯要求内容、各組合が抱える問題を中心に意見交換がされた。「子の看護休暇について対象となる子の年齢幅が広がった」や「毎月、会社側から財務諸表の開示がある」など報告がある中、「従業員の大半が中途採用、会社側は賃金の見直しをしているというが実態が見えない」「カスタマーサービスが過剰になり過ぎ、自ら首を絞めている。改善したいがサービスの上限を業界全体で協定を結ぶなどしなければ不公平感も出る」「組合で交渉し勝ち取った成果は非組にも反映されるため、組合費を払ってまで入る必要性を感じなくなっている。組織率は下がる一方だ」など厳しい課題が出された。

2018年3月行動予定 3月10日現在

- 3月12日(月)13時30分 県労働福祉会館
「第3回地場労組対策委員会」
- 3月12日(月)15時 県労働福祉会館
「第1回組織拡大委員会」
- 3月13日(火)10時 県庁・青森労働局
「雇用安定と人材育成・定着化要請」
- 3月13日(火)11時 青森労働局
「労働局行政に対する要請」
- 3月19日(月)13時30分 県労働福祉会館
「第2回メーカー実行委員会」
- 3月20日(火)18時30分 連合青森
「女性委員会第2回幹事会」
- 3月23日(金)13時30分 県労働福祉会館
「第4回三役会議」

- 3月23日(金)15時 県労働福祉会館
「第3回戦術会議」
- 3月30日(金)13時30分 県労働福祉会館
「第3回闘争委員会」
- 3月30日(金)上記終了後 県労働福祉会館
「第5回執行委員会」

2018年4月行動予定

- 4月10日(土)15時 県労働福祉会館
「第2回政策委員会」

連合青森 各地協春季生活闘争関連集會日程

- ・ 3月20日(火)18時 津軽地協地場労組交流集會
- ・ 3月20日(火)18時 三八地協地場労組元気派宣言の集い
- ・ 3月23日(金)18時 三八地協春闘官公労組討論集會

『賃金は上がる』という最低限の常識の維持・継続を!

連合青森2018春季生活闘争討論集会

連合青森は2月10日(土)13時から、青森県労働福祉会館で「2018春季生活闘争討論集会」を開催し、加盟組織から120名が参加した。

集会では「経済の自立的成長」「社会の持続性」のために従来から主張する「月例賃金の引き上げ」にこだわる闘争を継続し、「底上げ・底支え」「格差是正」を図る。またその成果を広く社会に波及させ、すべての働く者の賃上げ、労働条件の向上を勝ち取ろうと意思統一した。

あいさつに立った内村隆志会長は、若者を中心に年間6000人を超す労働者が県外流出するという急激な人口減少に触れ「この根本的原因是賃金・労働条件の格差にあるということを経営者は認識すべきだ」と強調し、「誰もが一年間頑張ったことで賃金は上がるという最低限の常識を維持・継続させなくてはならない。そのためにも月例給の引上げにこだわり、経営者に対し人材の確保と働く者のモチベーションの維持・向上のための『人への投資』を理解させる粘り強い交渉を進め、結果を出さなければならない」と呼び掛けた。

次に連合労働条件・中小対策局大久保暁子局長が「連合2018春季生活闘争方針」について提起し、「継続性のある月例賃金の引上げが重要であり、そのためには賃金実態の把握と賃金制度の確立が不可欠」と述べた。また今年4月から無期転換ルールが適用されることを受け、①社内を対象とする非正規労働者の確認と周知、②雇止め防止に



賃金は上がるものと強調する内村会長



勝利に向けガンバロー三唱

向けた労使協議、③無期雇用に転換される者の労働条件向上に取り組むことが必要と述べた。

続いて日本銀行青森支店武田吉孝支店長より「青森県内の経済状況」について説明がされた。

集会後半に入り、山内裕幸事務局長が「連合青森2018春季生活闘争方針」について、①月例賃金にこだわる闘いを進め、賃上げ要求5%程度、額で11,000円程度、②時間給の引上げ、③長時間労働の是正や正社員への転換ルールなど、すべての労働者の立場に立った「働き方」の見直し、また2月末までの要求書の提出など提起した。

最後にこの取り組みを通じ、「すべての働く者・生活者の希望と安心を取り戻し、働くことを軸とする安心社会を実現する」とした「闘争開始宣言」を採択し、団結ガンバローを三唱し、2018春季生活闘争勝利に向け闘いの火ぶたを切った。

働き続けたい!なぜ辞めなければならないの? 連合労働相談ホットライン

連合には毎日数多くの労働相談が寄せられ、その約4割がパート・契約・派遣社員、臨時・非常勤職員等の「非正規雇用労働者」からとなっている。

2018春季生活闘争において、雇用形態に係わらず均等待遇の実現に取り組むこととしており、今年4月から始まる「無期転換ルール」の開始を目前に、無期雇用回避のための悪質な「雇止め」の増加も懸念されることから、全国一斉労働相談ダイヤルを開設した。連合青森も「働き続けたい!なぜ辞めなければならないの? STOP雇止め・雇用不安!連合労働相談ホットライン」と題し、2月8日(木)から10日(土)の3日間実施した。

相談件数は全国で786件にもものほり、連合青森には6件寄せられた。非正規雇用労働者からの相談は3件、内容は「雇用契約」が2件、「賃金」「パワハラ」「退職」「再雇用」が各1件となっている。

<相談事例(抜粋)>

- ①スーパーに1年契約で6年勤務。無期に転換できる法律があると聞いたが、申込みは誰にするのか。労働局やハローワークで受け付けているのか。(男性、契約社員、小売業)
- ②食品の開発センターに1年契約で8年勤務。昨年の更新時に「翌年の更新はない」と言われた。(女性、パート、食品加工業)